（様式第１号）

　　年　　月　　日

（あて先）　公益財団法人名古屋産業振興公社理事長

　　　　　　　　　　(法人番号)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

所在地（住所）

商号（会社名）

代表者（役職・氏名）

公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業デジタル活用支援補助金

交付申請書

年度公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業デジタル活用支援補助金の交付を受けたいので、下記誓約事項について誓約し、関係書類を添えて申請します。

１　補助金交付申請額（千円未満の額は切り捨て）

金　　　　　　　　　　　　円

２　申請区分（どちらかにチェック☑を入れてださい）

* 通常枠（補助金額10～100万円）【対象要件ア、イのいずれかを満たす。】
* ロボット枠（補助金額10～500万円）

・ロボットを含む場合【対象要件イを満たす。】

・産業用ドローンを含む場合【対象要件ウを満たす。】

３　対象要件（以下のいずれかにチェック☑を入れてください）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ア | □ | 名古屋市新事業支援センター | でデジタル技術の活用に関する相談を受けた。 |
| □ | 名古屋商工会議所 |
| イ | □ | 名古屋市ロボット・AI・IoT人材育成事業を受講した。（令和　　年度受講） |
| ウ | □ | 国土交通省航空局のホームページに掲載された講習団体において技能認証を受けている、又は国土交通省航空局の無人航空機操縦者技能証明制度における登録講習機関で講習を修了している。 |

【必須回答】誓約事項

　確認のうえ、チェック☑を入れてください。（下記の内容について誓約いただいたことになります。）

下記誓約に反すること又は公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業デジタル活用支援補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に定める取り消しに該当する内容が判明した場合には、補助金の交付を取り消し、補助金交付済の場合は返還を求めます。

また、③の確認を目的として愛知県警察本部に照会することがあります。

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 申請書類の記載内容は全て真正です。
 | □ |
| 1. 要綱と補助金の案内の内容を十分に理解しています。
 | □ |
| 1. 公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業デジタル活用支援補助金の交付の対象となる事業者の条件（※１）をすべて満たしています。
 | □ |
| 1. 申請する設備等について国・県又は名古屋市の他の補助金の交付対象とはなっていません。
 | □ |
| 1. ①～④の誓約に反したことにより、不利益を被ることになった場合、補助金の交付決定あるいは交付を取り消された場合又は補助金の返還を求められた場合に異議は一切申し立てません。補助金の返還が必要な場合は、公益財団法人名古屋産業振興公社が指定する方法により期限内に返還します。
 | □ |

※１

(1) 中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号に規定する中小企業者、または実績報告までに中小企業者として開業を予定するものであること。

(2) みなし大企業でないこと。

（発行済株式の総数又は出資価額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資価額の３分の２以上を複数の大企業が所有している中小企業者、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者でないこと。）

(3) 法人の場合は、本店として登記されている住所地が市内であること。

(4) 個人で事業を営んでいる場合は、住民票に記載されている現住所及び主たる事業所が市内であること。

(5) 市税を滞納していないこと。

(6) 名古屋市暴力団排除条例（平成２４年名古屋市条例第１９号）第２条第１号に規定する暴力団若しくは同条例第２条第２号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(7) 反社会的勢力に該当する、あるいは今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思のある者でないこと。

(8) 訴訟等による係争や法令違反による処罰等をかかえている者でないこと。

(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第３条に規定する営業許可を受ける事業若しくは第２７条及び第３１条の２、第３１条の７、第３１条の１２、第３１条の１７に規定する営業等の届出の対象となる事業を営んでいない、又は今後営む予定でないこと。

(10) 過去に本補助金の交付を受けていないこと。